

Title	効用逡減の法則成立の根拠
Sub Title	
Author	河上, 肇
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.2 (1912. 4) ,p.189(1)- 191(3)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

營業御案内

徽 章 賞牌

金銀木盃 七寶

其他美術金屬各種

期日正確、技術精巧、品質純良、價格低廉

右之通御注文に應じ調製上納申上可く候間多少に不拘御用命の程伏て奉願上候

東京市麴町區飯田町三丁目十番地

諸官省 御用

日本帝國徽章商會

鈴木梅吉

電話番町八百五十七番

三田學會雜誌 第六卷第二號

論 說

效用遞減の法則成立の根據

河 上 肇

余の考ふる所に依れば、效用遞減の法則は、少くとも次に述ぶるが如き三個の事情の作用に依つて始めて成立するもの也。

一、享樂能力の有限

人間五尺の體軀、如何に酒を嗜むとも引續いて一斗の酒を傾くること難く、如何に煙草を好むとも引續いて十匁の刻みを喫むことも難からん。是れ即ち享樂遞減の法則の生ずる所以にして、而して此の享樂遞減の法則は乃ち茲に謂ふ所の效用遞減の法則の依つて生ずる所以の一原因たるもの也。

效用遞減の法則成立の根據

二、享樂時間の有限

人間五尺の體軀、引續きて酒を飲み、引續きて煙草を喫まば、其の飲み得る酒の量乃至煙草の量には自ら制限あるを免れざるべしと雖も、而かも是等貨物の消費は時間の關係及び人間の關係に於いて、之を或る程度まで擴張することを得るもの也。茲に時間の關係に於いて之を擴張すると云ふは、其酒なり煙草なりを現在に於いて引續き消費する外、明日、明後日、乃至明年、明後年と云ふが如くに、其の消費をば之を將來に持ち越すを云ふ也。

しかるに人生五十、七十は古來稀なるが故に、如何に之を將來に持越すとも、人之を必要視するの分量及び範圍は自ら限りあるを免れず。故に吾人は享樂時間の有限と云ふことを以て、所謂效用遞減の法則の依つて生ずる所以の第二原因と爲すもの也。

三、利他心の有限

次ぎに貨物の消費を人間の關係に於いて、擴張すと云ふは、之を己れ自ら消費す

るの外、更に他人をして之を消費せしむるを云ふ。蓋し吾人が一定の財を入用視するは、必しも己れ自身之を消費するを目的とするに非ずして、自己の家族又は友人等に之を消費せしめんことを欲するもの也。乍去、他人の快樂を自己の快樂と同一視する程度及び範圍は自ら一定の制限あるを免れざるが故に、此の方面に於ける貨物の消費の擴張も亦た、之に伴ふて一定の限度あるを免れず。故に吾人は、利他心の有限と云ふことを以て、所謂效用遞減の法則の依つて生ずる所以の第三原因と爲すもの也。

3 以上は余が考の筋書に止ると雖も、若し之を布演する時は、享樂遞減の法則と效用遞減の法則との差異及び關係を明瞭にすることを得べし。而して此の二法則の差異及び關係を明かにすることは、價值論上の一大要件に屬するが故に、他日機を得ば更に此事を詳論して諸君の批評を請はん。今は原稿締切の期日に迫つて當面の職務山積、長論を起すの閑を得ず。而かも宿約あるが爲めに、己むを得ず此の短篇を以て、纔に其責を塞ぐ也。編輯主任及び讀者に負ふ所の罪は、請ふ他日を期して之を償はん。